

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT3670871

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
PDJ HOLDINGS CORPORATION	07/01/2015
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	PIONEER DJ CORPORATION
Street Address:	1-1, SHIN-OGURA, SAIWAI-KU
City:	KAWASAKI-SHI, KANAGAWA
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	212-0031
PROPERTY NUMBERS Total: 36	
Property Type	Number
Patent Number:	D454855
Patent Number:	D454552
Patent Number:	D512706
Patent Number:	D512409
Patent Number:	D500307
Patent Number:	D500027
Patent Number:	D501462
Patent Number:	D511767
Patent Number:	D526643
Patent Number:	D518022
Patent Number:	D555638
Patent Number:	D555637
Patent Number:	D593544
Patent Number:	D583798
Patent Number:	D586308
Patent Number:	D592208
Patent Number:	D584282
Patent Number:	D616410
Patent Number:	D624560
Patent Number:	D626115

Property Type	Number
Patent Number:	D666172
Patent Number:	D666173
Patent Number:	D658158
Patent Number:	D668634
Patent Number:	D659681
Patent Number:	D668636
Patent Number:	D678249
Patent Number:	D677247
Patent Number:	D676424
Patent Number:	D715263
Patent Number:	D715771
Patent Number:	D715265
Patent Number:	D715264
Patent Number:	D723005
Application Number:	29509570
Application Number:	29516030

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: (202)204-0289

Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.

Phone: 202-842-8800

Email: traci.thompson@dbr.com

Correspondent Name: DRINKER BIDDLE & REATH (DC)

Address Line 1: 1500 K STREET, N.W.

Address Line 2: SUITE 1100

Address Line 4: WASHINGTON, D.C. 20005-1209

ATTORNEY DOCKET NUMBER:	213374-523430
NAME OF SUBMITTER:	JOHN G. SMITH
SIGNATURE:	/John G. Smith/
DATE SIGNED:	12/22/2015

Total Attachments: 21

source=213374-523430 Pioneer DJ Corporation - PDJ Holdings Corporation Name Change#page1.tif
source=213374-523430 Pioneer DJ Corporation - PDJ Holdings Corporation Name Change#page2.tif
source=213374-523430 Pioneer DJ Corporation - PDJ Holdings Corporation Name Change#page3.tif
source=213374-523430 Pioneer DJ Corporation - PDJ Holdings Corporation Name Change#page4.tif
source=213374-523430 Pioneer DJ Corporation - PDJ Holdings Corporation Name Change#page5.tif
source=213374-523430 Pioneer DJ Corporation - PDJ Holdings Corporation Name Change#page6.tif
source=213374-523430 Pioneer DJ Corporation - PDJ Holdings Corporation Name Change#page7.tif
source=213374-523430 Pioneer DJ Corporation - PDJ Holdings Corporation Name Change#page8.tif
source=213374-523430 Pioneer DJ Corporation - PDJ Holdings Corporation Name Change#page9.tif

source=213374-523430 Pioneer DJ Corporation - PDJ Holdings Corporation Name Change#page10.tif
source=213374-523430 Pioneer DJ Corporation - PDJ Holdings Corporation Name Change#page11.tif
source=213374-523430 Pioneer DJ Corporation - PDJ Holdings Corporation Name Change#page12.tif
source=213374-523430 Pioneer DJ Corporation - PDJ Holdings Corporation Name Change#page13.tif
source=213374-523430 Pioneer DJ Corporation - PDJ Holdings Corporation Name Change#page14.tif
source=213374-523430 Pioneer DJ Corporation - PDJ Holdings Corporation Name Change#page15.tif
source=213374-523430 Pioneer DJ Corporation - PDJ Holdings Corporation Name Change#page16.tif
source=213374-523430 Pioneer DJ Corporation - PDJ Holdings Corporation Name Change#page17.tif
source=213374-523430 Pioneer DJ Corporation - PDJ Holdings Corporation Name Change#page18.tif
source=213374-523430 Pioneer DJ Corporation - PDJ Holdings Corporation Name Change#page19.tif
source=213374-523430 Pioneer DJ Corporation - PDJ Holdings Corporation Name Change#page20.tif
source=213374-523430 Pioneer DJ Corporation - PDJ Holdings Corporation Name Change#page21.tif

TRANSLATOR'S DECLARATION

I, Wakayuki KUBOTA, c/o. Kinoshita & Associates, 3rd Floor, Ogikubo TM Bldg., 26-13, Ogikubo 5-chome, Suginami-ku, Tokyo, Japan, do hereby declare that I am the translator competent in Japanese and English and I am the translator of the attached document "CERTIFICATE OF ALL RECORDED ITEMS" of Pioneer DJ CORPORATION and swear that the attached document is an accurate translation thereof to the best of my knowledge and belief.


Wakayuki KUBOTA

Dated this 25th day of November, 2015

CERTIFICATE OF ALL RECORDED ITEMS

1-1, Shin-ogura, Saiwai-ku, Kawasaki-shi
Pioneer DJ CORPORATION

Company Number	0100-01-162460	
Trade Name	<u>PDJ Holdings Corporation</u> (Previous name)	
	Pioneer DJ CORPORATION (Current name)	July 1, 2015 Changed
		July 6, 2015 Registered
Principal Office	1-1, Shin-ogura, Saiwai-ku, Kawasaki-shi	
Method of Public Notice	Notice through Official Gazette	
Date of Establishment	August 12, 2014	
Purpose	<u>1 This company’s purpose is to manage following businesses of a company of which this company has all or partial shares.</u> <u>(1) Development, design, production and sale for electronic device, machinery and apparatus</u> <u>(2) Development, design, production and sale for audio equipment</u> <u>(3) All other businesses related to the above-mentioned (1) and (2)</u> <u>2 This company himself can conduct each business in the above-mentioned (1), (2) and (3), and all other businesses related to them.</u>	
	(1) Development, design, production and sale for electronic device, machinery and apparatus (2) Development, design, production and sale for audio equipment (3) All other businesses related to the above-mentioned two purposes July 1, 2015 Changed, July 6, 2015 Registered	
Total Number of Issuable Shares	<u>50,000,000 shares</u>	
	53,000,000 shares	September 4, 2015 Changed
		September 17, 2015 Registered
Total Number of Issued Shares and Types and Quantity thereof	Total number of issued shares <u>27,958,000 shares</u>	
	Total number of issued shares Total number of issued shares 28,344,500 shares	September 16, 2015 Changed
	Common shares 27,958,000 shares	
	Type A shares 386,500 shares	September 29, 2015 Registered
Provision of Issuance of Share Certificate	A share certificate shall be issued for the shares of this company.	

Reference No: ハ 765089

* Deleted items are underlined.

1/10

PATENT
REEL: 037362 FRAME: 0073

1-1, Shin-ogura, Saiwai-ku, Kawasaki-shi
Pioneer DJ CORPORATION

Capital	<u>6,989,500,000 Yen</u>	
	70,861,25,000 Yen	September 16, 2015 Changed
		September 29, 2015 Registered
Total Number of Issuable Shares and Details of Each Type Share	Omitted	

Reference No: ハ 765089

* Deleted items are underlined.

2/10

1-1, Shin-ogura, Saiwai-ku, Kawasaki-shi
Pioneer DJ CORPORATION

	Omitted	
Provision related to Restriction on Transfer of Shares	Omitted	
Board Directors	Omitted	Omitted
	Omitted	Omitted
	Omitted	Omitted
	Omitted	Omitted
	Omitted	Omitted

Reference No: ハ 765089

* Deleted items are underlined.

3/10

1-1, Shin-ogura, Saiwai-ku, Kawasaki-shi
Pioneer DJ CORPORATION

	Omitted	Omitted
		Omitted
Provision related to Exemption from Board Directors' Blame for the Company	Omitted	
Provision related to Restriction on External Board Directors' Blame for the Company	Omitted	
Share Acquisition Right	Omitted	

1-1, Shin-ogura, Saiwai-ku, Kawasaki-shi
Pioneer DJ CORPORATION

	Omitted
--	---------

1-1, Shin-ogura, Saiwai-ku, Kawasaki-shi
Pioneer DJ CORPORATION

[illegible]

1-1, Shin-ogura, Saiwai-ku, Kawasaki-shi
Pioneer DJ CORPORATION

	Omitted
--	---------

1-1, Shin-ogura, Saiwai-ku, Kawasaki-shi
Pioneer DJ CORPORATION

	Omitted	
		Omitted
		Omitted
	Omitted	

1-1, Shin-ogura, Saiwai-ku, Kawasaki-shi
Pioneer DJ CORPORATION

	Omitted
--	---------

1-1, Shin-ogura, Saiwai-ku, Kawasaki-shi
Pioneer DJ CORPORATION

	Omitted	
		Omitted
		Omitted
Absorption-type Merger	This company absorbed Pioneer DJ CORPORATION at 1-1, Shin-ogura, Saiwai-ku, Kawasaki-shi on July 1, 2015 Registered July 6, 2015	
Establishment of Board of Directors	Board of directors established	
Establishment of Company Auditor	Company auditor established	
Establishment of External Accounting Auditor	External accounting auditor established Established May 31, 2015, Registered June 5, 2015	
Registered Records	The principal office was transferred from 6th floor Tokyo Ginko Kyokai Building, 3-1, Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo on March 2, 2015 Registered March 4, 2015	

The above items are hereby certified to be all the items recorded
in the Registry, excepting the closed records.

(Under the jurisdiction of Yokohama Regional Legal Affairs Bureau)

October 27, 2015

Kawasaki Branch of Yokohama Regional Legal Affairs Bureau

Register of Deeds:

Name of Register of Deeds

Reference No: ハ 765089

* Deleted items are underlined.

10/10

PATENT
REEL: 037362 FRAME: 0082

履歴事項全部証明書

川崎市幸区新小倉1番1号
Pioneer DJ株式会社

会社法人等番号	0100-01-162460	
商号	<u>PDJホールディングス株式会社</u>	
	Pioneer DJ株式会社	平成27年 7月 1日変更
		平成27年 7月 6日登記
本店	川崎市幸区新小倉1番1号	
公告をする方法	官報に掲載して行う。	
会社成立の年月日	平成26年8月12日	
目的	<u>1 当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の経営管理を行うことを目的とする。</u> <u>(1) 電子装置、機械、器具の開発、設計、製造、販売</u> <u>(2) 音響機器の開発、設計、製造、販売</u> <u>(3) その他前各号に付帯又は関連する一切の事業</u> <u>2 当社は、前項各号の事業及び前項各号に付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</u>	
	(1) 電子装置、機械、器具の開発、設計、製造、販売 (2) 音響機器の開発、設計、製造、販売 (3) その他前各号に付帯又は関連する一切の事業 平成27年 7月 1日変更 平成27年 7月 6日登記	
発行可能株式総数	<u>5000万株</u>	
	5300万株	平成27年 9月 4日変更
		平成27年 9月17日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>2795万8000株</u>	
	発行済株式の総数	平成27年 9月16日変更
	発行済株式の総数 2834万4500株 普通株式 2795万8000株 甲種種類株式 38万6500株	平成27年 9月29日登記
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する。	

資本金の額	金69億8950万円	
	金70億8612万5000円	平成27年 9月16日変更
		平成27年 9月29日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内 容	普通株式 5000万株 甲種種類株式 300万株 甲種種類株式の内容 1. 議決権 甲種種類株式を有する株主（以下、「甲種種類株主」という。）は、株主総会において議決権を有しない。 2. 種類株主総会の決議事項 当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合、又は、甲種種類株式若しくは甲種種類株式を目的とする新株予約権に関する募集事項の決定をする場合においては、甲種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。但し、会社法第322条第1項第1号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合はこの限りでない。 3. 取得条項 当会社は、当会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、甲種種類株主又は本株式の登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、本第3項の定めに従い、本株式の全部又は一部を取得することができる。 （1）取得比率 当会社が本株式の全部又は一部を取得する場合には、本株式の取得と引換えに、本株式1株につき普通株式1株の割合（以下、「取得比率」という。）で、普通株式を交付する。また、本株式の発行後に、当会社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により取得比率を調整するものとする。 調整後取得比率＝調整前取得比率÷分割・併合の比率 なお、本株式の発行後に、当会社が、普通株式の無償割当てをする場合、当会社の組織再編に伴い取得比率の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて取得比率の調整を必要とする場合には、当会社は必要かつ合理的な範囲で取得比率の調整を行うものとする。 （2）一部取得 当会社が本株式の一部を取得する場合で甲種種類株主が複数存在するときは、比例按分又は当会社の取締役会が定める合理的かつ公平な方法による。 4. 取得請求権 甲種種類株主は、当会社に対し、本株式の発行後いつでも、法令上可能な範囲で、下記（1）に定める場合に、下記（2）に定める取得比率で、当会社が普通株式と引き換えに、その保有する本株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（以下、「本取得請求権」という。）。 （1）本取得請求権を行使できる場合 甲種種類株主は、①甲種種類株主（甲種種類株主が従業員持株会若しくは役員持株会である場合には当該持株会の会員）と当会社若しくはその子会社との委任関係若しくは雇用関係が終了した場合、又は、②KKR PDJ Investment L. P. が当会社の総株主の議決権の5%以上に相当する数の当会社の株式を第三者（KKR PDJ Investment L. P. の親会社、子会社、関連会社及びKohlberg Kravis Roberts & Co. L. P. が直接若しくは間接に支配する事業体を除く。以下同じ。）に譲渡する場合に、本取得請求権を行使することができる。甲種種類株主は、①の場合には、本株式の全部（甲種種類株主が従業員持株会又は役	

	員持株会である場合には、委任関係又は雇用関係が終了する会員の持分に相当する数（1 株に満たない端数については切り捨てる。）の本株式）を、また、②の場合には、その保有する本株式の数に、KKR PDJ Investment L. P. が当該第三者に譲渡する当会社の株式に係る議決権の KKR PDJ Investment L. P. が当該譲渡前に保有する当会社の株式に係る議決権に対する割合を乗じた数（1 株に満たない端数については切り捨てる。）の本株式を、それぞれ上限として、本取得請求権を行使することができる。 （2）取得の条件 本取得請求権の行使により、当会社が本株式の全部又は一部を取得する場合には、本株式の取得と引換えに、本株式 1 株につき普通株式 1 株の割合（以下、「取得比率」という。）で、普通株式を交付する。また、本株式の発行後に、当会社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により取得比率を調整し、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。 調整後取得比率＝調整前取得比率÷分割・併合の比率 なお、本株式の発行後に、当会社が、普通株式の無償割当てをする場合、当会社の組織再編に伴い取得比率の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて取得比率の調整を必要とする場合には、当会社は必要かつ合理的な範囲で取得比率の調整を行うものとし、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。 平成 27 年 9 月 4 日変更 平成 27 年 9 月 17 日登記	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式はすべて譲渡制限株式とし、株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。但し、当会社の株式につき設定された担保権が実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。以下同じ。）された場合における、当該担保権の実行に伴う、担保権者又はその子会社若しくは関連会社に対する譲渡による株式の取得については、取締役会の承認があったものとみなす。	
役員に関する事項	取締役 井 出 良 明	平成 27 年 3 月 2 日就任
	取締役 平 野 博 文	平成 27 年 3 月 2 日就任
	(社外取締役)	
	取締役 谷 田 川 英 治	平成 27 年 3 月 2 日就任
	(社外取締役)	
	横浜市青葉区大場町 3 6 2 番地 4 5 代表取締役 井 出 良 明	平成 27 年 3 月 2 日就任
	監査役 堀 内 壮 太	平成 27 年 3 月 2 日就任
	(社外監査役)	

	会計監査人 有限責任監査法人トーマツ 平成27年 5月31日就任 平成27年 6月 5日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
新株予約権	第1回A種新株予約権 新株予約権の数 24万3000個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式（以下、「普通株式」という。）24万3000株とし、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。 但し、割当日以降に当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により対象株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。 調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率 なお、本新株予約権の割当日以後に、当社が、普通株式の無償割当をする場合、当社の組織再編に伴い対象株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で対象株式数の調整を行うものとする。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 ①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記に定義する。）に対象株式数を乗じた額とする。 ②本新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合における普通株式1株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）は、500円とする。 行使価額の調整 ①当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。 （i）普通株式につき株式の分割又は株式無償割当をする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当の効力が生ずる日（株式無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当の場合に

は、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

（ii）普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

②上記①に掲げた事由によるほか、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。

③行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

新株予約権を行使することができる期間

平成29年9月4日から平成37年9月3日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までとする。

新株予約権の行使の条件

①本新株予約権は次に定めるいずれかの場合に限り行使することができる。

（i）普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場する場合

（ii）当社の発行済株式に係る議決権の総数に占める、平成27年9月4日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主（以下、「本支配株主」という。）が、その保有する当社の株式を譲渡した結果、保有する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率（但し、本支配株主の親会社、子会社、関連会社及びKohlberg Kravis Roberts & Co. L.P. が直接又は間接に支配する事業体（以下、総称して「本支配株主関連者」という。）が当社に対して議決権を有する場合には、当該議決権の数を本支配株主が保有する当社の株式に係る議決権を合算するものとする。以下同じ。）が50%以下になるような、第三者（本支配株主関連者を除く。以下同じ。）に対する当社の株式の譲渡を行おうとする場合

（iii）本支配株主が、その保有する当社の株式を、第三者に対して譲渡する場合であって、譲渡する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率が5%以上になる場合

（iv）正当な事由により、本新株予約権者が当社又は当社の子会社（以下、「当社等」という。）の役員又は従業員のいずれでもなくなった場合。なお、「正当な事由」とは、本新株予約権者について、死亡又は病気等により職務執行が著しく困難又は不可能となること、その当社グループにおける報酬又は職務若しくは役割が著しく減少すること、その他当社の取締役会がこれらに準じる事由であると合理的に認める事由をいい、①本新株予約権者が、当社の執行役員規程に定める執行役員の定年に達したことを斟酌し任期満了により退任すること又は定年退職により、権利者が当社等の役員又は従業員のいずれでもなくなった場合、及び、②本新株予約権者が当社等から退任又は退職するに際して、当社の取締役会において別途承認した場合を含む。以下も同様とする。

（v）正当な事由以外の事由により、本新株予約権者が当社等の役員又は従業員のいずれでもなくなった場合

②上記①にかかわらず、本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社の取締役会において、本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、別途の決議を行った場合にはこの限りでない。

(i) 正当な事由により、本新株予約権者が当社等の役員又は従業員のいずれでもなくなった日から180日を経過した場合

(ii) 本新株予約権者が、正当な事由以外の事由により、当社等の役員又は従業員のいずれでもなくなった日から30日を経過した場合

(iii) 本新株予約権者が、破産手続、民事再生手続、特別清算又は会社更生手続の開始の申立を受け又は自らこれを申し立てた場合

③一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が定める日において、無償で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。

平成27年 9月16日発行

平成27年 9月29日登記

第1回B種新株予約権

新株予約権の数

62万個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式（以下、「普通株式」という。）62万株とし、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。

但し、割当日以降に当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により対象株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、本新株予約権の割当日以後に、当社が、普通株式の無償割当をする場合、当社の組織再編に伴い対象株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で対象株式数の調整を行うものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権1個につき金7円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記に定義する。）に対象株式数を乗じた額とする。

②本新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合における普通株式1株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）は、500円とする。
行使価額の調整

①当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

(i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当をする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当の効力が生ずる日（株式無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当の場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当前発行

済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

(ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

②上記①に掲げた事由によるほか、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。

③行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

新株予約権を行使することができる期間

平成27年9月17日から平成37年9月3日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までとする。

新株予約権の行使の条件

①本新株予約権は次に定めるいずれかの場合に限り行使することができる。

(i) 普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場する場合

(ii) 当社の発行済株式に係る議決権の総数に占める、平成27年9月4日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主（以下、「本支配株主」という。）が、その保有する当社の株式を譲渡した結果、保有する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率（但し、本支配株主の親会社、子会社、関連会社及びKohlberg Kravis Roberts & Co. L.P. が直接又は間接に支配する事業体（以下、総称して「本支配株主関連者」という。）が当社に対して議決権を有する場合には、当該議決権の数を本支配株主が保有する当社の株式に係る議決権を合算するものとする。以下同じ。）が50%以下になるような、第三者（本支配株主関連者を除く。以下同じ。）に対する当社の株式の譲渡を行おうとする場合

(iii) 本支配株主が、その保有する当社の株式を、第三者に対して譲渡する場合であって、譲渡する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率が5%以上になる場合

(iv) 正当な事由により、本新株予約権者が当社又は当社の子会社（以下、「当社等」という。）の役員又は従業員のいずれでもなくなった場合。なお、「正当な事由」とは、本新株予約権者について、死亡又は病気等により職務執行が著しく困難又は不可能となること、その当社グループにおける報酬又は職務若しくは役割が著しく減少すること、その他当社の取締役会がこれらに準じる事由であると合理的に認める事由をいい、①本新株予約権者が、当社の執行役員規程に定める執行役員の定年に達したことを斟酌し任期満了により退任すること又は定年退職により、権利者が当社等の役員又は従業員のいずれでもなくなった場合、及び、②本新株予約権者が当社等から退任又は退職するに際して、当社の取締役会において別途承認した場合を含む。以下も同様とする。

(v) 正当な事由以外の事由により、本新株予約権者が当社等の役員又は従業員のいずれでもなくなった場合

②上記①にかかわらず、本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、

本新株予約権を行使することができない。但し、当社の取締役会において、本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、別途の決議を行った場合にはこの限りでない。

(i) 正当な事由により、本新株予約権者が、当社等の役員又は従業員のいずれでもなくなった日から180日を経過した場合

(ii) 本新株予約権者が、正当な事由以外の事由により、当社等の役員又は従業員のいずれでもなくなった日から30日を経過した場合

(iii) 本新株予約権者が、破産手続、民事再生手続、特別清算又は会社更生手続の開始の申立を受け又は自らこれを申し立てた場合

③ 一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が定める日において、無償で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。

平成27年 9月16日発行

平成27年 9月29日登記

第1回C種新株予約権

新株予約権の数

32万8000個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式（以下、「普通株式」という。）32万8000株とし、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。

但し、割当日以降に当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により対象株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、本新株予約権の割当日以後に、当社が、普通株式の無償割当をする場合、当社の組織再編に伴い対象株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で対象株式数の調整を行うものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記に定義する。）に対象株式数を乗じた額とする。

② 本新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合における普通株式1株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）は、500円とする。

行使価額の調整

① 当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

(i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当をする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当の効力が生ずる日（株式無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当の場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分

割後発行済普通株式数」は「株式無償割当後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

(ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

②上記①に掲げた事由によるほか、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。

③行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

新株予約権を行使することができる期間

平成29年9月4日から平成37年9月3日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までとする。

新株予約権の行使の条件

①本新株予約権は次に定めるいずれかの場合に限り行使することができる。

(i) 普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場する場合

(ii) 当社の発行済株式に係る議決権の総数に占める、平成27年9月4日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主（以下、「本支配株主」という。）が、その保有する当社の株式を譲渡した結果、保有する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率（但し、本支配株主の親会社、子会社、関連会社及びKohlberg Kravis Roberts & Co. L.P. が直接又は間接に支配する事業体（以下、総称して「本支配株主関連者」という。）が当社に対して議決権を有する場合には、当該議決権の数を本支配株主が保有する当社の株式に係る議決権を合算するものとする。以下同じ。）が50%以下になるような、第三者（本支配株主関連者を除く。以下同じ。）に対する当社の株式の譲渡を行おうとする場合

(iii) 本支配株主が、その保有する当社の株式を、第三者に対して譲渡する場合であって、譲渡する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率が5%以上になる場合

(iv) 正当な事由により、本新株予約権者が当社又は当社の子会社（以下、「当社等」という。）の役員又は従業員のいずれでもなくなった場合。なお、「正当な事由」とは、本新株予約権者について、死亡又は病気等により職務執行が著しく困難又は不可能となること、その当社グループにおける報酬又は職務若しくは役割が著しく減少すること、その他当社の取締役会がこれらに準じる事由であると合理的に認める事由をいい、①本新株予約権者が、当社の執行役員規程に定める執行役員の定年に達したことを斟酌し任期満了により退任すること又は定年退職により、権利者が当社等の役員又は従業員のいずれでもなくなった場合、及び、②本新株予約権者が当社等から退任又は退職するに際して、当社の取締役会において別途承認した場合を含む。以下も同様とする。

(v) 正当な事由以外の事由により、本新株予約権者が当社等の役員又は従業員のいずれでもなくなった場合

②上記①にかかわらず、本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社の取締役会において、

	本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、別途の決議を行った場合にはこの限りでない。 (i) 正当な事由により、本新株予約権者が当社等の役員又は従業員のいずれでもなくなった日から180日を経過した場合 (ii) 本新株予約権者が、正当な事由以外の事由により、当社等の役員又は従業員のいずれでもなくなった日から30日を経過した場合 (iii) 本新株予約権者が、破産手続、民事再生手続、特別清算又は会社更生手続の開始の申立を受け又は自らこれを申し立てた場合 ③ 一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社は、当社取締役会が定める日において、無償で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。
	平成27年 9月16日発行 平成27年 9月29日登記
吸収合併	平成27年7月1日川崎市幸区新小倉1番1号Pioneer DJ株式会社を合併 平成27年 7月 6日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成27年 5月31日設定 平成27年 6月 5日登記
登記記録に関する事項	平成27年3月2日東京都千代田区丸の内一丁目3番1号東京銀行協会ビル6階から本店移転 平成27年 3月 4日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(横浜地方法務局管轄)

平成27年10月27日

横浜地方法務局川崎支局
登記官

萩原 健一

